

「第7波」感染急拡大継続への対応

～岐阜県BA. 5対策強化宣言～

実施期間：8月5日（金）～9月4日（日）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に歯止めがかりません。一日あたり新規陽性者数は、8月9日（火）に過去最多となる4,725人が確認され、人口10万人あたりの新規陽性者数（7日間移動合計）も、1,000人を超える高い水準で推移しています。また、幅広い世代かつ県内全域で感染が拡大しています。

病床使用率は50%以上で推移しています。また、以下のとおりコロナ医療だけでなく、一般医療にも多大な影響を及ぼしています。

- 1) 医療従事者の感染急増により、各地の医療機関で一般病棟における入退院制限（8/19現在：24医療機関）や救急医療の制限（同：8医療機関）に追い込まれていること
- 2) 8月中の救急搬送困難事案が60件（8/14現在）と急増
- 3) 保健所の対応も限界を来たしており、業務の縮小・再整理を余儀なくされていること

このような医療ひっ迫を解消するためには、感染者数を減少させることが最も重要です。コロナは単なる風邪ではありません。このまま感染拡大が続けば、発熱外来への患者の殺到などにより医療全体に支障を来たし、さらに深刻な医療ひっ迫が懸念されます。また、会社や学校など日々の社会生活を営むうえでも、感染により一定期間活動が制限されることとなり、重症化すればさらに多くの命が失われる恐れもあります。

こうした状況に鑑み、対策の進捗状況を踏まえて内容を強化するとともに期間を延長し、引き続き、特措法24条9項に基づき、対策への協力を要請してまいります。

県民、事業者、医療機関、市町村の皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むことはもとより、これら要請の速やかな実行をお願いいたします。

令和4年8月19日 岐阜県知事 古田肇

対策のポイント

※特措法 24 条 9 項による協力要請

1 県の取組み

<医療・療養・検査体制>

○「岐阜県陽性者登録センター」の運用強化

- ・発熱外来の負担軽減のため、ハイリスクでない40歳未満の有症状者へ検査キットを配布して自ら検査を行い、陽性の場合には医師の確定診断を実施（8/12～）

[累計：配布受付 3,516 件、診断受付 853 件、確定診断 726 件]

- ・新たに、県内各地の薬局などにおける無料検査についても、ハイリスクでない40歳未満の方で陽性判定が出た場合には「岐阜県陽性者登録センター」で医師の確定診断を経て登録（来週開始予定）

○予防的検査

- ・福祉施設、小学校、幼稚園、保育所などの職員に対する予防的検査を9月末まで延長

福祉施設	7/24 : 24.6% → 8/17 : 69.0%
小学校	7/24 : 46.7% → 8/17 : 71.1%
幼稚園・保育所	7/24 : 21.9% → 8/17 : 31.7%

- ・福祉施設に加え、小学校、幼稚園、保育所などの職員に対する予防的検査についても、抗原簡易キットを使った検査を実施

福祉施設	8/5 受付開始 → 8/17 : 19.5%
保育所	8 月下旬受付開始
小学校、幼稚園	夏季休業明けから開始

○無料検査

- ・薬局などにおける無料検査を9月末まで延長

[8月累計：検査件数 39,682 件、陽性者数 1,771 人、陽性率 4.5%]

- ・JR岐阜駅・大垣駅に臨時検査拠点を設置（8/5～18）

[累計：検査件数 3,243 件、陽性者数 86 人、陽性率 2.7%]

- 病床を増床(897 床→905 床)し、宿泊療養施設(1,998 床)と合わせて 2,903 床の療養体制を確保

- 陽性者への保健所からの最初の連絡に大幅な遅延が生じないよう、以下のとおり保健所業務などの簡素化を継続
 - ・陽性者の同居家族に対する検査は実施しない（症状が出た場合は医療機関を受診）(8/6～)
 - ・自宅療養者に対する健康観察を簡素化し、ハイリスク者以外で健康観察の対象とする者の範囲を「65歳以上」に限定(8/12～)

自宅療養者数	8/4 : 17,023人	→ 8/19 : 23,766人
うち健康観察対象外	11,446人	→ 19,370人
 - ・ハイリスクでない40歳未満の陽性者に対する聞き取り調査は実施しない（療養場所などはショートメッセージ(SMS)で連絡）(8/11～)

新規陽性者に占める割合	(8/12～8/18) : 44.5%
-------------	---------------------

- <ワクチン接種の加速化> ※接種率は対象者ベース
- 県の大規模接種会場（岐阜産業会館）の接種枠を、1日あたり530回から640回に拡充(8/6～)

3回目接種率	7/27 : 80.8%	→ 8/18 : 81.9%
うち12～39歳	59.7%	→ 61.9%
4回目接種率*	7/27 : 29.4%	→ 8/18 : 58.3%

※高齢者・基礎疾患を有する方

- 県の大規模接種会場を9月も開設し、3回目・4回目接種を加速化
- 医療従事者・福祉施設従事者への4回目接種を引き続き推進
〔接種率 7/27 : 2.2% → 8/18 : 21.9%〕

- 3回目接種・4回目接種の呼びかけ強化
 - ・ツイッターなどによる若者などへの呼びかけ
 - ・専門家、著名人、首長によるメッセージ動画などによる発信
 - ・検査拠点におけるワクチン啓発リーフレットの配布
- 小児接種の「努力義務」適用については、国の対処方針を踏まえ対応

- <学校活動における感染防止対策>
- 部活動における大規模な感染拡大事案の発生を踏まえ、部活動で特に注意すべき具体的な感染防止対策をチェックリストに追加
 - 見直したチェックリストを県内全ての教育機関に周知し、学校活動における感染防止対策を改めて徹底

2 県民の皆様への要請

<感染防止対策の徹底>

- 高齢者や基礎疾患のある方と会う場合の事前検査（無料検査の活用）
- 高齢者施設などの利用者が親族と過ごした後の施設利用時の検査を徹底
- 混雑した場所や、感染リスクが高い場所への外出・移動を回避

<医療・療養・検査体制>

- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

3 事業者の皆様への要請

<医療・療養・検査体制>

- 医療機関・保健所などからの証明書の取得に対する配慮
 - ・従業員などの療養開始・終了の際や濃厚接触者としての待機期間が経過した際、医療機関が発行する検査証明書の提出を求めないこと
 - ・医療機関や保健所などが発行する療養証明書の提出を求めないこと

<ワクチン接種の加速化>

- ワクチン接種のための休暇の取得など、従業員やその家族が接種しやすい環境づくり

<感染防止対策の徹底>

- 咽頭痛や発熱など、少しでも体調が悪い場合は、「休む」「休ませる」対応の徹底

- B C P (事業継続計画) の再確認及び未策定の場合の早急な策定

4 市町村への要請

＜医療・療養・検査体制＞

- 福祉施設への巡回訪問などによる職員の予防的検査受検の徹底
〔7/24 時点：24.6% → 8/17 時点 69.0%〕【再掲】

＜ワクチン接種の加速化＞

- ワクチン接種計画に基づき着実に接種するとともに、特に若年層へ接種検討を働きかけ

＜感染防止対策の徹底＞

- 飲食店を巡回訪問するなど、「飲食店換気対策支援補助金」活用促進
〔申請件数 7/27 時点： 19 件 → 8/18 時点： 107 件
（相談件数 1,647 件）〕

5 医療機関への要請

- お盆期間中の土日祝日（5日間）に診療を実施していただける医療機関を増加

〔8/5：827 機関（予定）→8/14：920 機関（実績）
[参考] 令和3年：498 機関〕

- 引き続き、休日に極力診療を実施していただけるよう医療機関に働きかけ

健康チェックカード、チェックリストの見直しについて

- 部活動における大規模な感染拡大事案の発生を踏まえ、部活動で特に注意すべき具体的な感染防止対策を、健康チェックカードとチェックリストに追加
- 見直したチェックリスト等を県内全ての教育機関に周知し、学校活動における感染防止対策を改めて徹底

【見直しのポイント】

(1) 毎日の健康観察

→発熱だけでなく、のどの痛みなど、少しでも自覚症状があれば活動に参加しない。教員は生徒の体調をより細かく把握。

(2) マスクの着用

→プレー中以外の休憩中、ミーティング中や、ベンチ内、部室などでは、マスクを着用（マスク脱着を細かく実施）。

(3) 部室の換気

→更衣時においても、十分な換気を徹底。難しい場合は別の更衣スペースを確保するなど、多人数で利用しない。

(4) こまめな手指消毒

→場面の切り替わるタイミングで、こまめに手指消毒するため、トイレや部室、手洗い場などに消毒液を設置。

(5) うがいをしない

→水飲み場に生徒が並んで「うがい」を行わないなど、うがい時ににおける飛沫感染防止対策を徹底。

年組

番

氏名

＜ご家庭＞以下の症状が一つでもある場合は、無理をさせず、自宅で休養させてください（出席停止扱い）
なお、その場合は必ず学校に連絡をお願いします

＜学 校＞以下の症状がある場合の対応 :

別室で養護教諭等が検温・問診 ⇒ 担任等が保護者に早退の連絡（出席停止扱い）

【症状】微熱(普段よりも高い熱)、高熱(目安37.5度前後よりも高い)、咳、のどの痛みやくしゃみ等の風邪症状
(その他の風邪症状)、味やにおいを感じない、強いだるさ、息苦しさ、下痢等の消化器症状(普段とは異なる症状)

〈留意事項〉

- ◆ 平日だけではなく、土曜日や日曜日なども必ずチェックしてください
 - ※ 土・日等の部活動（大会出場を含む）で登校（会場入り）する場合も必ずチェックしてください
 - ◆ 高熱（目安37.5度前後よりも高い）がある場合、強いたるさや息苦しさを感じる場合、味やにおいを感じない場合や、かぜの症状や微熱（普段より高い熱）が続いている場合（断続的に症状がある、解熱剤を飲んでいる場合を含む）は、医療機関等にご相談ください
 - ◆ 部活動では、特に以下について留意すること
 - ・ 高熱だけでなくのどの痛みなどの症状が軽くともあれば、活動前に部顧問へ申し出て、活動を控えること。
同居家族に症状がある場合も同様に活動を控えること
 - ・ 更衣場所の換気を徹底すること
 - ・ ミーティングなどプレー以外の際はマスクを着用すること
 - ・ 部室、手洗い場、トイレなどに設置されているアルコール等で手指消毒を徹底すること
 - ・ 飛沫感染を防ぐため、水飲み場で並んでうがいをしないこと

日 曜	該当症状（↓ 該当症状が一つでもある場合は自宅で休養させてください）								○他の症状 (鼻水・鼻つまり、頭痛、吐き気や腹痛、関節痛・筋肉痛、目の充血等) ○伝えたいこと ○気になること	確認		
	体温		咳	のどの痛み や くしゃみ等 の 風邪症状 (その他の 風邪症状)	味や においを 感じない	強いだるさ	息苦しさ	下痢等の 消化器症 状(普段と は異なる 症状)				
	検温結果	微熱 (普段よりも高い熱) 又は 高熱 (目安37.5度前後よりも高い)										
12 金	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	(具体的に記入してください)			
13 土	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
14 日	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
15 月	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
16 火	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
17 水	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
18 木	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
19 金	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
20 土	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
21 日	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
22 月	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
23 火	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
24 水	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
25 木	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
26 金	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
27 土	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
28 日	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
29 月	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
30 火	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				
31 水	°C	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無				

新型コロナウイルス感染症対応
<コロナガード用チェックリスト(R4.8.19改訂版)>

コロナガード氏名

■ 環境整備		チェック
①	手指衛生のためのアルコール消毒液が、生徒及び教職員が利用する全ての教室等の入口に設置してあり、その残量チェックを定期的に行っている。	
②	雑巾やタオル、固形石鹼など他者と共有するものは、流し台などに置いていない。	
③	感染防止対策の必要性を伝える掲示物等は整備されている。	
④	サーチュレーターは外向きに設置しており、扇風機代わりとして使用していない。	
⑤	職員の執務室には、アクリル板等のパーティションが設置してある。	
■ 基本的な感染防止対策		チェック
①	学校全体で感染防止対策を隙なく実施し、「コロナガード」を中心に、その実施状況（健康チェック・マスク着用・手指衛生・換気等）を確認・徹底している。	
②	メリハリをつけてマスクを着脱するとともに、外す場合の留意事項（人との十分な距離の確保及び会話の自粛の徹底など）を徹底している。	
③	気温・湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合は、登下校時にマスクを外すなど、熱中症対策を優先している。	
④	「健康チェックカード」による毎日（平日・休日）の健康チェックを必ず行い、休日に体調不良があった場合は、自宅安静のうえ、登校する前に学校へ報告することを徹底している。	
⑤	マスクを外した活動を行う場合（授業・部活動）は、特に念入りに「健康チェックカード」による健康チェックを行うこと、指導する教員も同様に自己管理を行うことを徹底している。	
⑥	本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者に発熱等の症状があり、感染が疑われる場合の対応を徹底している。	
⑦	休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者の陽性が判明した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡することを徹底している。	
■ 通学時		チェック
①	通学時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることを指導している。	
②	公共交通機関を利用する生徒は、マスクを着用すること、会話を控えること、顔をできるだけ触らないことなどを指導している。	
■ 登校後～始業前		チェック
①	始業前に、生徒が持参する「健康チェックカード」により、発熱や風邪の症状等がないことなどを確認している。	
②	生徒の「健康チェックカード」に該当症状が一つでもある場合は、自宅で休養することを指導している。	
③	「健康チェックカード」に未記入の生徒については、その場で検温及びチェックカードに記入させている。	
④	手指衛生後、校舎に入るよう指導している。	
■ 授業時(休み時間を含む)		チェック
①	生徒が、校舎外（グラウンド等）から校舎内に入る前に、手指衛生を行うよう指導している。	
②	共用する器具や用具、ICT機器等（キーボードやマウスなど）の使用前後に手指衛生を行うよう指導している。	
③	昼食時だけでなく、授業中や休み時間、放課後等も、隨時、生徒の健康観察を行っている。	
④	教室、体育館等における換気を適切（30分に1回以上・数分間程度・窓を全開、2方向の窓を同時に開放）に行っている。	
⑤	生徒の心のケアへの対応や、新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導を行っている。	

■ 学校給食(定時制)・昼食		チェック
①	教職員が適宜巡回し、「喫食前の確実な手指衛生」、「飛沫飛散防止に考慮した着席位置であること」、「マスクなしの会話がなされていないこと」を確認・指導している。	
■ 部活動		チェック
①	活動時間（平日・休日）及び練習試合・合宿等に関する実施のルールを遵守している。	
②	活動開始前は手指衛生等の対策を徹底している。また、部室、手洗い場、トイレ等にアルコール消毒液を設置し、こまめに手指消毒が行えるようにしている。	
③	活動開始前に「健康チェックカード」で健康状態を確認し、該当項目が一つでも当てはまる場合は参加させず、直ちに帰宅させるルールを徹底している。	
④	のどの痛みなど症状が少しでもある場合、また同居する家族に症状がある場合も参加させず、直ちに帰宅させるルールを徹底している。	
⑤	卒業生などの外部からの訪問については、入校時に「健康チェックカード」を活用し、健康状態を確認することを徹底している。	
⑥	マスクを外してよいタイミング(プレー中のみ)を生徒・指導者とも共通認識し、休憩中、ミーティング中、ベンチ内、部室、更衣室、人との距離が取れない場合などではマスクを着用することを徹底している。	
⑦	給水時などでやむを得ずマスクを外す場合は、会話をしないことを徹底している。	
⑧	休憩などで飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底している。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等はしないよう指導を徹底している。	
⑨	飛沫感染を防ぐため、水飲み場に並んでうがいをしないことを徹底している。	
⑩	活動が密閉空間とならないよう十分な換気を行っている。部室でも換気を徹底するとともに、マスク着用で更衣のみとし、短時間に済ませるとともに、多人数で利用しないよう指導している。	
⑪	学校の内外を問わず、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にすることが多いため、飛沫感染に留意し、近距離での大声を避けることを指導している。	
⑫	道具の貸し借りや飲料の回し飲みは行わないよう指導し、共用で使用する用具やウォータークーラー等を消毒している。	
⑬	【音楽系部活動】生徒間は前後左右ともできる限り2mを確保するとともに、歌唱はマスクをしたまま行うこと、管楽器演奏時に十分な距離が確保できない場合は、アクリル板等のパーティションを設置することを徹底している。	
⑭	大会参加等のためのバス等での移動時は、最大限の出力で換気し、各窓も数センチは開け続けること、また、給水時以外はマスクを外さないこと、給水のためにマスクを外す場合は会話をしないことなどを徹底している。	
■ 学校で体調不良を訴えた生徒への対応		チェック
①	生徒が体調の異変を感じたら、すぐに近くの教職員に連絡するよう指導している。	
②	校内において生徒から体調の異変の報告を受けた場合は、すぐに生徒待機室に生徒を移動させることを全ての教職員が理解している。	
③	上記の対応後、管理職に報告し、その後、保護者に迎えを要請することを全ての教職員が理解している。	
■ 校内環境		チェック
①	(学校医や学校薬剤師等に確認した)特に多くの生徒が手を触れる場所について、適宜、教職員が消毒液で清掃している。	
②	共用の教材、教具、情報機器などは、使用後、適切に消毒している。	

■ 教職員の健康管理		チェック
①	出勤後や校舎外（グラウンド等）から執務室等に入る前に手指衛生を行っている。	
②	本人、同居する家族等に発熱等の風邪の症状がある場合（「健康チェックカード」の該当症状が一つでもある場合）は、無理せず出勤しないことが徹底されている。	
③	勤務中に発熱、体調不良となった場合は、速やかに管理職に報告し、帰宅・受診することが徹底されている。	
④	公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用するとともに、できる限り人と近距離で接触しないことが徹底されている。	
⑤	校内では、メリハリをつけてマスクを着脱することが徹底されている。	
⑥	食事は自席でとること、および喫食時は会話をしないことが徹底されている。	
⑦	混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を回避している。	
■ 新型コロナワクチン接種		チェック
①	ワクチン接種後も基本的な感染防止対策の継続が必要であることを指導している。	
②	ワクチン接種後に、発熱症状などの副反応が生じた際には、出席停止とするなどの適切な対応をとっている。（対応を職員間で共有している。）	
③	ワクチン接種が決して強制とならないよう十分留意するとともに、接種を希望しない生徒や教職員に対する偏見や差別等のハラスメントが起こらないよう指導している。	